

『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』投稿規定

平成19年7月 1日 承認

平成27年2月27日 改正

平成30年9月21日 改正

令和 2年8月26日 改正

図書・出版委員会

- (1) 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教員および東京大学大学院学際情報学府博士課程学生等（単位取得満期退学後3年以内の者を含む。以下、「学生」という。）は、本紀要に論文（日本語または英語）を投稿することができる。
- (2) 学生の投稿論文の掲載可否は、図書・出版委員会が指名する査読者による査読を経て、図書・出版委員会において決定される。
- (3) 投稿される論文は著作権等を侵害していないものに限る。捏造・改ざん・剽窃・盗用はしてはならない。学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等において、あるいは単行本として既発表の論文、およびこれらに投稿中の論文を本紀要に投稿することはできない。ただし、学会発表抄録や科研費などの研究報告書に掲載された論文についてはその限りではない。
- (4) 論文を投稿する者は、指定された期日までに、執筆要項の諸規定にそって作成した原稿をプリントアウトしたもの1部、そのデータファイルおよび宣誓書を、東京大学大学院情報学環図書室に提出しなければならない。投稿者が学生の場合は、提出に際して、指導教員名と投稿者の連絡先（メールアドレス、電話番号）を明示する。
- (5) 本紀要に掲載された論文は、東京大学大学院情報学環のホームページおよび東京大学学術機関リポジトリで公開される。
- (6) 本紀要に掲載された論文の著作権は、東京大学大学院情報学環に帰属する。
- (7) 論文掲載後、著作権の侵害、捏造・改ざん・剽窃・盗用・二重投稿等の不正が判明した場合、掲載の取り消し等の措置をとることがある。